明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○建築士法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**七八）　一
○環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境**一八）　二
○公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一九）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**二五六）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（**外務**四〇七）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四〇八）　五
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**二一四六～二一五三）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二一五四～二一五九）　七
○航路標識に関する件（**海上保安庁**四六、四七）　八
○公園管理団体を指定する件（**環境**九〇）　九
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一九六）　一〇
○道路に関する件（**九州地方整備局**一五二）　一〇

〔国会事項〕

法務省　最高裁判所　諸事項　一〇

〔人事異動〕

裁判所　一〇

〔公　告〕

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

会社その他　一〇

省令

○国土交通省令第七十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十七条第一項の規定に基づき、建築士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十六日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築士法施行規則の一部を改正する省令

建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（合格公告及び通知） **第十六条**　国土交通大臣又は中央指定試験機関は、一級建築士試験に合格した者の受験番号を公告し、本人に合格した旨を通知する。 2　（略）	（合格公告及び通知） **第十六条**　国土交通大臣又は中央指定試験機関は、一級建築士試験に合格した者の氏名を公告し、本人に合格した旨を通知する。 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十八号

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第八十六条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十六日　環境大臣　山口　壮

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（死亡の届出） **第七条**　被認定者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、機構にその旨を届け出なければならない。ただし、当該被認定者が死亡したことにつき、機構が地方公共団体情報システム機構	（死亡の届出） **第七条**　被認定者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、機構にその旨を届け出なければならない。